

協議第 9 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 個人市町民税の税率

個人市町民税の所得割及び均等割の税率については、深谷市、岡部町、川本町、花園町（以下「1市3町」という。）で同一のため現行のとおりとする。

2 法人市町民税の税率

(1) 均等割の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。

(2) 法人税割の税率については、資本等が1億円超の法人等及び資本等1億円以下で国の「法人税額」が400万円超の法人等は、14.5%でそれ以外の法人等は12.3%とする。この税率は平成18年1月1日以後に終了する事業年度の法人等について適用する。

3 固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税の税率

固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。

4 都市計画税の税率

税率については、0.15%とする。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、合併する年度の翌年度及び翌々年度は、合併関係市町のうち岡部町、川本町、花園町の当該区域に限り、次による。

(1) 合併する年度の翌年度 0.05%

(2) 合併する年度の翌々年度 0.1%

5 個人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の納期

納期については、納税通知書発送日の調整を図ることにより、

合併時に再編する。なお、個人市町民税の特別徴収については、
1市3町で同一のため、現行のとおりとする。

6 個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市
計画税の減免

減免については、合併時に再編する。

平成17年1月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	市町民税（個人・法人）・固定資産税 ・軽自動車税・たばこ税・都市計画税	専門部会	総務部会
				分科会	税務分科会
調整方針	<p>1 個人市町民税の税率 個人市町民税の所得割及び均等割の税率については、深谷市、岡部町、川本町、花園町（以下「1市3町」という。）で同一のため現行のとおりとする。</p> <p>2 法人市町民税の税率 （1）均等割の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。 （2）法人税割の税率については、資本等が1億円超の法人等及び資本等1億円以下で国の「法人税額」が400万円超の法人等は、14.5%でそれ以外の法人等は12.3%とする。この税率は平成18年1月1日以後に終了する事業年度の法人等について適用する。</p> <p>3 固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税の税率 固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。</p> <p>4 都市計画税の税率 税率については、0.15%とする。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、合併する年度の翌年度及び翌々年度は、合併関係市町のうち岡部町、川本町、花園町の当該区域に限り、次による。 （1）合併する年度の翌年度 0.05% （2）合併する年度の翌々年度 0.1%</p> <p>5 個人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の納期 納期については、納税通知書発送日の調整を図ることにより、合併時に再編する。なお、個人市町民税の特別徴収については、1市3町で同一のため、現行のとおりとする。</p> <p>6 個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の減免 減免については、合併時に再編する。</p>				

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 市町民税賦課事務(税率、納期、減免等)特別徴収、普通徴収	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% - 10万円 700万円超 10% - 24万円	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% - 10万円 700万円超 10% - 24万円	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% - 10万円 700万円超 10% - 24万円	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% - 10万円 700万円超 10% - 24万円	個人市町民税の所得割及び均等割の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。 特別徴収の納期については、1市3町で同一のため、現行のとおりとする。
	納期 ・特別徴収 6月より翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日	納期 ・特別徴収 6月より翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日	納期 ・特別徴収 6月より翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日	納期 ・特別徴収 6月より翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 市町民税賦課事務(税率、納期、減免等)特別徴収、普通徴収	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 12月1日から12月25日	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 12月1日から12月25日	・普通徴収 第1期 6月16日から6月30日 第2期 8月16日から8月31日 第3期 10月16日から10月31日 第4期 12月16日から12月25日	・普通徴収 第1期 6月16日から6月30日 第2期 8月16日から8月31日 第3期 10月16日から10月31日 第4期 12月16日から12月25日	普通徴収の納期については、納税通知書発送日の調整を図ることにより、合併時に再編する。 減免については、合併時に再編する。
	減免 地方税法、深谷市税条例で定めている。	減免 地方税法、岡部町税条例で定めている。	減免 地方税法、川本町税条例で定めている。	減免 地方税法、花園町税条例で定めている。	

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
2 法人市町民税賦課事務に関すること(税率、減免等)	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料)	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料)	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料)	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料)	均等割の税率については、1市3町で同一のため、現行のとおりとする 法人税割の税率については、資本等が1億円超の法人等及び資本等1億円以下で国の「法人税額」が400万円超の法人等は、14.5%で、それ以外の法人等は、12.3%とする。 この税率は平成18年1月1日以後に終了する事業年度の法人等について適用する。 減免については、合併時に再編する。
	・法人税割 14.5% (資本等の合計額が1億円超の法人等、資本等の合計額が1億円以下で国の「法人税額」が400万円超の法人等 12.7% (上記以外の法人等)	・法人税割 12.3%	・法人税割 12.3%	・法人税割 12.3%	
	減免 地方税法、深谷市税条例で定めている。	減免 地方税法、岡部町税条例で定めている。	減免 地方税法、川本町税条例で定めている。	減免 地方税法、花園町税条例で定めている。	

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
3 固定資産税賦課事務 に関する事(税率、納 期、減免等)	税率 1.4%	税率 1.4%	税率 1.4%	税率 1.4%	税率については、1市3 町で同一のため、現行のと おりとする。
	納期 第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 11月1日から11月30日	納期 第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 11月1日から11月30日	納期 第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 11月1日から11月30日	納期 第1期 5月16日から5月31日 第2期 7月16日から7月31日 第3期 9月16日から9月30日 第4期 11月16日から11月30日	
	減免 地方税法、深谷市税 条例で定めている。	減免 地方税法、岡部町税 条例で定めている。	減免 地方税法、川本町税 条例で定めている。	減免 地方税法、花園町税 条例で定めている。	減免については、合併時 に再編する。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
4 軽自動車税賦課事務 に関する事(税率、納 期、減免等)	税率 標準税率 (参考資料)	税率 標準税率 (参考資料)	税率 標準税率 (参考資料)	税率 標準税率 (参考資料)	税率については、1市3 町で同一のため、現行のと おりとする。
	納期 5月1日から5月31日	納期 5月1日から5月31日	納期 5月16日から5月31日	納期 5月16日から5月31日	納期については、納税通 知書発送日の調整を図ること により、合併時に再編す る。
	減免 地方税法、深谷市税 条例で定めている。	減免 地方税法、岡部町税 条例で定めている。	減免 地方税法、川本町税 条例で定めている。	減免 地方税法、花園町税 条例で定めている。	減免については、合併時 に再編する。
5 たばこ税に関するこ と	税率 旧3級品以外の製造 たばこ 1,000本につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412円	税率 旧3級品以外の製造 たばこ 1,000本につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412円	税率 旧3級品以外の製造 たばこ1,000本 につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412円	税率 旧3級品以外の製造 たばこ1,000本 につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412円	税率については、1市3 町で同一のため、現行のと おりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
6 都市計画税に関する こと	税率 0.15%	課税を行っていない	課税を行っていない	課税を行っていない	税率については、0.15%とする。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、合併する年度の翌年度及び翌々年度は、合併関係市町のうち岡部町、川本町、花園町の当該区域に限り、次による。 (1)合併する年度の翌年度 0.05% (2)合併する年度の翌々年度 0.1%
	納期 第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 11月1日から11月30日				

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
6 都市計画税に関する こと	減免 地方税法、深谷市都 市計画税条例で定め ている。				固定資産税と同様とす る。

法人市町民税
均等割

従業員数	資本等	税率(年税 円)
50人を超える	50億を超える	3,000,000
	10億を超え50億以下	1,750,000
	1億を超え10億以下	400,000
	1千万を超え1億以下	150,000
	1千万以下	120,000
50人以下	10億を超える	410,000
	1億を超え10億以下	160,000
	1千万を超え1億以下	130,000
	1千万以下	50,000

軽自動車税

車種		年税額(円)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	
	90cc以下	1,200	
	125cc以下	1,600	
ミニカー		2,500	
小型特殊自動車	農耕用	1,600	
	その他	4,700	
軽自動車	二輪		2,400
	三輪		3,100
	四輪乗用車	自家用	7,200
		営業	5,500
	四輪貨物	自家用	4,000
		営業	3,000
二輪小型自動車		4,000	

調整原案の財政試算表

						10 / 15
専門部会名	総務部会	分科会名	税務分科会	事務事業名	都市計画税に関すること	25
①. 歳 入			2. 歳 出			
平成 15 年度決算額						
深谷市	岡部町	川本町	花園町	1市3町(計)		
【都市計画税】 税率 0.15% 課税総額 498,217 千円	【都市計画税】 税率 0.00%	【都市計画税】 税率 0.00%	【都市計画税】 税率 0.00%	【都市計画税】 課税総額 498,217 千円		
調整原案に基づく試算					新市(計)	
平成18年度 税率 0.15% 課税総額 498,217 千円	平成18年度 税率 0.05% 課税総額 7,372 千円	平成18年度 税率 0.05% 課税総額 9,703 千円	平成18年度 税率 0.05% 課税総額 5,382 千円	平成18年度 深谷市 税率 0.15% 岡部町、川本町、花園町 税率 0.05% 課税総額 520,674 千円 増額 22,457 千円 増額割合 4.51%		

調整原案に基づく試算				新市(計)
<p>平成19年度 税率 0.15%</p> <p>課税総額 498,217 千円</p>	<p>平成19年度 税率 0.1%</p> <p>課税総額 14,745 千円</p>	<p>平成19年度 税率 0.1%</p> <p>課税総額 19,406 千円</p>	<p>平成19年度 税率 0.1%</p> <p>課税総額 10,764 千円</p>	<p>平成19年度 深谷市 税率 0.15% 岡部町、川本町、花園町 税率 0.1%</p> <p>課税総額 543,132 千円 増額 44,915 千円 増額割合 9.02%</p>
<p>平成20年度 税率 0.15%</p> <p>課税総額 498,217 千円</p>	<p>平成20年度 税率 0.15%</p> <p>課税総額 22,118 千円</p>	<p>平成20年度 税率 0.15%</p> <p>課税総額 29,109 千円</p>	<p>平成20年度 税率 0.15%</p> <p>課税総額 16,147 千円</p>	<p>平成20年度 深谷市、岡部町、川本町、 花園町 税率 0.15%</p> <p>課税総額 565,591 千円 増額 67,374 千円 増額割合 13.52%</p>

地 方 税 の 概 要

1 地方税とは

地方自治体は、地域に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察・消防など福祉や生活環境を中心とした仕事（公共の仕事）を行うため、地方税法、条例により、これらに必要な経費を税金という形で住民の方々に負担していただいています。地方税は、県税と市町村税に分けられ、市町村税は次のようになっています。

（１）市町村民税

市町村民税は、均等割と所得割（法人税割）とがあります。具体的には、市町村内に住所のある個人などに課税される個人の市町村民税と、市町村内に事務所または事業所のある法人などに課税される法人の市町村民税があります。

個人市町村民税

（ア）均 等 割・・・個人市町村民税の均等割は、標準税率年額3,000円が課税されます。

（イ）所 得 割・・・個人市町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税されます。標準税率は、3%、8%、10%の3段階となっています。

標準税率・・・地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率。

法人市町村民税

（ア）均 等 割・・・法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税されます。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて、年額で5万円から300万円まで9段階に分かれています。制限税率は、標準税率の1.2倍となっています。

（イ）法人税割・・・法人市町村民税の法人税割は、市町村の条例で定められている税率を乗じて計算します。標準税率は、12.3%、制限税率は、14.7%です。

制限税率・・・地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率。

地 方 税 の 概 要

(2) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者です。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。固定資産税は、この課税標準額に税率を乗じて計算します。

償却資産・・・工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいいます。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除きます。

(ア) 税率・・・固定資産税の標準税率は、1.4%です。

(3) 軽自動車税

毎年4月1日において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する者に課税されます。

(ア) 税率・・・軽自動車税の標準税率は、車種、排気量などにより1台あたりの年額で定められており、例えば、50CC以下の原動機付自転車は、1,000円、自家用の軽四輪乗用車は、7,200円などとなっています。制限税率は、標準税率の1.2倍と定められています。

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税(都税)、市町村税が含まれています。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者です。

(ア) 税率・・・市町村たばこ税の税率は、製造たばこ1,000本につき、2,977円、旧3級品(わかば、しんせいなど6品目)は、1,412円です。

地 方 税 の 概 要

(5) 都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内の土地や家屋の所有者に課税され、市町村が行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられます。都市計画税は、通常、固定資産税と併せて課税されます。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じです。

(ア) 税 率・・・都市計画税の税率は、0.3%の制限税率となっています。

2 地方税の不均一課税(合併特例法第10条第1項)

合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。

地方税法においては、不均一課税について同法第6条第2項及び第7条で規定されており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」とされています。市町村の合併においても、この地方税の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることとなります。

(1) 不均一課税をすることができる要件

合併市町村が不均一の課税をすることができる要件は、次のいずれかに該当する場合に限られています。

- (ア) 合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
- (イ) 市町村の合併により承継した財産又は負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

地 方 税 の 概 要

(2) 不均一課税の対象となる税目

市町村が課税することができる税目の種類

- (ア) 現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の6種類、法定目的税として入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税の7種類があり、そのほか、法定外普通税及び法定外目的税があります。